

# 平和テクニカ60周年記念留学生奨学金

## 募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、平和テクニカ株式会社（代表取締役社長 小池達夫 氏）からのご支援により、「平和テクニカ60周年記念留学生奨学金」（以下「本奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

本奨学金は、タイ国籍を有し、わが国の大学で理工系分野を専攻する優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和と、学習効果の向上に寄与することを目的とする。

#### 2. 本奨学金の提供者及び提供の趣旨

本奨学金の提供者である平和テクニカ株式会社は、精密切断機および精密切断トイシのメーカーとして創業60周年を記念し、タイ国との技術・人材交流支援を願い、資金を提供された。

#### 3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 2012年4月時点において、わが国の大学の学部又は大学院（修士課程又は博士課程）に正規生として在籍する予定の者。（「わが国の大学」とは、本奨学金提供者との協議の上選定した指定校制とする。）
- (2) 理工系分野を専攻する者。
- (3) タイ国籍を有する私費外国人留学生。
- (4) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学習意欲の高い者。
- (5) 大学の長の推薦を受けることができる者。

#### 4. 採用人数

1名

#### 5. 奨学金月額

50,000円

#### 6. 支給対象期間

2012年4月より2013年3月までの1年間。

#### 7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による応募・推薦書類を、在籍する大学に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3.に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、8.に掲げる応募・推薦書類を、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

## 8. 応募・推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1） 1 通  
大学の公印が押印されているもの、日本語で記載されたものに限る。
- (2) 応募者の写真 1 葉  
最近6ヶ月以内に撮影したもの。3.5cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。
- (3) 大学の長による応募者推薦書（別紙様式2） 1 通  
推薦理由は指導教員が記入すること。

## 9. 応募・推薦書類の提出締切り

2012年1月31日（火）（必着）

なお、受付期間を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、原則受理しない。  
また、提出書類は一切返却しない。

## 10. 選考及び結果の通知

平和テクニカ株式会社は7の（2）により理事長に提出された者について、書類審査および面接審査を実施し受給者を決定する。面接審査の日時等詳細は別途在籍大学を通じて通知する。また、選考結果は2012年3月中に在籍大学を通じて通知する。

## 11. 奨学金の支給等

本奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

## 12. 注意事項

- (1) 受給者は、本奨学金返還義務を負うものではない。
- (2) 受給者は、本奨学金提供者への入社義務を負うものではない。
- (3) 受給者は、受給期間終了後、成績証明書と共に学習・研究状況を別に定める様式により、在籍大学を通じて提出する。
- (4) 本奨学金は他の奨学金との重複受給を妨げない。
- (5) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合は、受給資格が取り消される。
  - ア. 応募書類および推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (6) 受給期間中に、長期欠席、休学した場合は、本奨学金は支給しない。
- (7) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合、その他、本奨学金の受給生としてふさわしくないと判断される場合は、本奨学金の支給を打ち切ることがある。

## 13. 個人情報の取扱いについて

本奨学金の応募・推薦書類に記載された個人情報については、本奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されない。

## 14. 大学からの応募推薦書類提出先・お問合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課  
〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

Tel : 03-5454-5274

Fax : 03-5454-5242

Email : ix@jees.or.jp

以上